

A-P-01

プロブレムリストを用いた症例検討会の
薬局業務への効果

—薬局業務の質的な向上を目指して—

○北島 孝臣、吉田 貴大、佐藤 仁美
タイハイ薬局 メディカルモールおざ店

【はじめに】薬局薬剤師の業務の一つに薬歴管理がある。我々は、この業務を毎日行っているのだが、振り返って見直すという作業をこれまで行ってこなかった。北海道薬科大学にて開催されている北海道薬局 POS 研究会の症例検討会に参加したことで、1つの症例(薬歴)を振り返ることの重要性について学ぶことができた。そこで当薬局においてもプロブレムリストを用いた症例検討会を実践し今後の薬局業務にどのように生かしていくか検討した。以下に、具体的な事例を挙げて説明する。

【目的】プロブレムリストを用いた症例検討会を行うことで日々の業務を振り返り、日常業務の質的な向上を目指す。

【方法】参加者は当薬局店舗内の薬剤師4名。検討症例数は1例/回。検討時間は約30分。発表形式はパワーポイント。症例検討会の流れは、

①事前準備：日頃気になる患者様・ケアに困っている患者様を症例として選択し、実際の薬歴を配布する。症例をもとにガイドライン、対象薬剤の添付文書、疾患などを用いて自己学習を行い各自検討する。

②当日：発表者が薬学・病態・患者背景の要素を考慮してプロブレムを組み立てて約7分間で発表する。参加者全員で根拠に基づいて症例の問題点、ケアすべき項目について決められた順番に検討する。症例検討会の最後に、服薬支援の方法、聴取すべき項目また薬歴管理にどのように応用できるか検討する。

③後日：症例検討会により「新たに得られたプロブレム」、「同様の疾患の患者様に対する服薬支援の方法」、「聴取すべき項目」、「薬歴へどのように応用するか」発表者がまとめて後日参加者に配布する。

【結果】

【ケース1】

80代 女性：ドネペジル塩酸塩5mgを服用中の患者のケース。

【ケース2】

3才 男児：小児科疾患のケース。

【ケース3】

60代 女性：抗がん剤服用中の患者のケース。

以上、3つのテーマの症例検討会を行った。

【考察】プロブレムリストを用いた症例検討会を行うことにより、いくつかのメリットがあったと思う。まず、日常業務を振り返ることが可能となった。事前準備により自己学習のきっかけを作ることができた。症例検討会により同様の疾患の患者に対する服薬支援の方法、聴取すべき項目を薬剤師間で共有する場を作ることができた。また、新人薬剤師の教育の場になった。

【キーワード】症例検討会、プロブレムリスト、薬歴

J-P-02

信頼される薬局を目指して
～個人情報保護の取組～○北島 孝臣
(株)大平タイハイ薬局

【目的】個人情報保護法が2005(平成17)年に全面施行され、5年が経過した。この法律は「個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護すること」を目的として、事業者が個人情報を取扱う上でのルールを定めている。近年の著しい情報化の進展に伴い、情報収集が容易になった事や情報伝達のスピード化などのメリットがある一方、迷惑メールや見覚えのない企業からのDMなど個人情報漏洩に関し不安を感じている方は少なくない。個人情報の利用と保護に関して企業等に不満を感じた場合、ほぼ半数の方が商品の購入や取引をやめるというデータがある。情報セキュリティ面のリスクに対して社会の関心が高まっている中、特に医療業界では、患者様の住所や保険証番号、治療歴などの機密データを取扱っているため、他の業界よりも高いレベルで対策を講じていかなければならない。提供した情報が適切に管理されているか気にされる方が増えている現状で、少しでも信頼して頂ける調剤薬局であるようプライバシーマークの取得を検討した。

【方法の概要】プライバシーマークについて

プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。

【結果】2005年4月からコンサルタントを交えながら準備を始め2006年3月の取得以来、3回の更新を行った。まず、徹底した事例を幾つか挙げる。

1. 個人情報保護方針等の店舗内掲示でプライバシーマーク取得を患者様へお知らせし、書類にて個人情報取得の同意を得ることとした。
2. 子供の患者様も多い事からカウンターの内側は「部外者立入禁止」のプレートを掲げた。
3. 社内プロジェクトチームを設置し内部監査・指摘事項の改善、社員に対応マニュアルを配布し教育研修を徹底して行っている。
4. 施錠の徹底
5. 社員に対して個人情報の取扱いに関する誓約書を年毎に交わす事とし、取引先とは個人情報取扱いに関する事項を含めた業務委託契約書を交わした。
6. 会社として個人情報漏洩事故対策保険に加入した
従前から薬剤師には「守秘義務」が課せられているため混乱はなかったが、今後レセプトコンピュータなどのセキュリティ対策等についての課題が残っている。

【考察】JISQ15001要求事項に対応することで、徹底的に業務の見直しができ、標準化することで一定の水準が保て、どの店舗に配属されても同じように調剤が出来、業務のムダ・ムラを省くことができた。今後も継続的な社員教育によりマンネリ化を防ぎ、社員一人ひとりの意識を向上させていく事が必要です。信頼される調剤薬局を目指し、更に高いレベルを目指して個人情報保護法遵守に努めていきたい。